

川崎市行財政改革委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 行財政改革の着実な推進を図るために、改革について意見を聴くことを目的として、川崎市行財政改革委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の行財政改革のあり方等について意見を述べること。
- (2) 行財政改革プランに基づく改革の進捗状況について報告を受け、意見を述べること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって構成する。

- 2 委員は、市民代表及び学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年以内とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(座長及び副座長)

第4条 委員会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長の指名する委員とする。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、必要に応じて市長が召集する。

(部会)

第6条 委員会に、市民部会を置き、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 行財政改革に係る課題について、意見を述べること。

(2) 行財政改革に係る課題について、調査活動を行うこと。

2 市民部会は、委員10人以内をもって構成する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。

4 市民部会に属する委員は、市民のうちから市長が委嘱する。第1項に掲げる部会以外の部会に属する委員は、市長が委嘱する。

5 部会に属する委員の任期は、委員会の委員の任期の範囲内で市長が定めるものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 第4条第1項から第3項まで、第5条及び第7条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、「座長及び副座長」とあり、及び「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

7 部会は、調査活動を行った結果を委員会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会において、必要があると認めた場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年9月10日から施行する。

(川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱の廃止)

2 川崎新時代・行財政システム改革懇談会設置要綱(平成6年川総行第4号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。